

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市コミュニティ助成事業補助金
補助の区分	地域コミュニティ関連補助
補助の概要	地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るために実施する事業のうち、(財)自治総合センターが助成を決定したものに對し、補助金を交付する。
補助事業者	(財)自治総合センターが助成を決定したもの
補助対象経費	(財)自治総合センターの定めるコミュニティ助成事業実施要綱に定める経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	(財)自治総合センターが助成を決定した額
	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	10/10以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	(財)自治総合センターの実施要綱によるため
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果(計算式)
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 (財)自治総合センターが交付決定を行うため
補助制度開始	令和元年6月24日
見直し時期	令和6年9月30日
補助終期	令和7年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ等で募集する
事業担当	(担当部署) 地域づくり課 地域づくり係
	(電話番号) 0259-63-4152(直通)